

MerQurius Netの導入に IT導入補助金をご活用いただけます

【原料規格書サービス】
(例)100社・500原料

初期費用 : 300,000円
年間利用料 : 462,000円
合計 : 762,000円

50万円の補助

262,000円

初年度の
支払額は
この金額のみ

【原料規格書管理サービス】
(例)50社・250原料

初期費用 : 150,000円
年間利用料 : 348,000円
合計 : 498,000円

33.2万円の補助

166,000円

※MerQurius製品全てが
補助金の交付対象となります。



POINT
1

申請期間

平成29年6月30日(金)まで(予定※)

※補助金予算額に達し次第
受付が終了いたします。

**お急ぎ
下さい**

POINT
2

補助金額

上限額 : 100万円※1

補助率 : 2/3以下※2

※1:50万円を超える場合、適用条件が厳しくなります。
※2:初期費用+年間利用料(1年分)の合計金額の2/3以下。

POINT
3

申請方法

IT導入支援事業者として、
JFEシステムズ株式会社が
代理申請を行います。

※申請に必要な情報のご提示をお願いいたします。

POINT
4

主な注意事項(裏面ご参照)

- ① 中小企業等経営強化法に定められた企業としての条件 + αを満たす必要があります。
- ② 補助金交付決定前の契約は、補助対象外となります。
- ③ 導入後4年に渡り、導入効果についての報告(年1回)が義務付けられています。
- ④ 1企業につき複数回の補助を受けることはできません。
- ⑤ 補助金が交付されるのは初年度のみとなります。翌年度以降の利用料には、補助金は交付されません。
- ⑥ 定められた期限までに支払まで完了する必要があります。

サービス等生産性向上IT導入支援事業の概要 [平成28年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業ホームページより]

本事業は、中小企業・小規模事業者等がITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する経費の一部を補助することで、中小企業・小規模事業者等の生産性の向上を図ることを目的としています。

中小企業・小規模事業者等が行う生産性向上に係る計画の策定や補助金申請手続等について、ITベンダー・サービス事業者、専門家等の支援を得ることで、目的の着実な達成を推進する制度となっております。

事業概要

(1)補助金事業名

サービス等生産性向上IT導入支援事業

(2)補助対象となる事業者

「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者並びに医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人を原則。

※製造業の場合、資本金3億円以下あるいは従業員数300名以下

ただし、次の①～②のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

- ①発行済株式の総数又は出資価格額 2 分 1 以上を同一大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格額 3 分 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職を兼ねている者が、総数 2 分 1 以上占めている中小企業者

また、上記に加え、以下の項目のいずれも満たしている必要があります。

a.生産性向上を目標とした計画の設定

本事業を実施する者の労働生産性が、本事業の実施によって3年後の伸び率1%以上、4年後の伸び率1.5%以上、5年後の伸び率2%以上又はこれらと同等以上の生産性向上を目標とした計画を設定すること。

b.生産性向上に係る情報などの報告

補助事業開始から2021年3月までの間、毎年3月末日を目処に、当該時点における生産性向上に係る情報（売上、原価、従業員数及び就業期間）、導入したITツール（ソフトウェア、サービス等）による生産性向上指数に類する独自の数値目標に係る情報をIT導入支援事業者へ報告すること。IT導入支援事業者から国に提出された報告内容が、統計的な処理等をされて匿名性を確保した上で公表される可能性があることについて同意すること。

c.日本国内で事業を行う個人又は法人であること。

d.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者ではないこと。

e.経済産業省から補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。

f.反社会的勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。

g.「IT導入支援事業者」に登録されていない者であること。

(3)補助対象となる事業

①日本国内で実施される事業であること。

②交付決定前に契約し、それに伴い発生した経費は補助対象となりません。

(4)補助率及び補助上限、下限額

サービス、ソフトウェア導入費の「2/3以内」

上限額：100万円、下限額：20万円 ※補助金は、補助対象者に直接事務局より支払いされます。

(5)選定方法

申請書類による審査

学術有識者を含む関係分野の専門家で構成された外部審査委員会において、「事業面」「政策面」の項目について審査を行い、この審査結果及び評価を踏まえ、事務局が補助事業者の採択・交付決定をします。

なお、政策面からの審査項目に、以下の該非があります。該当する物がある場合、ご申告ください。

- ①「おもてなし規格認証2017」の取得
- ②専門家による事業計画の作成支援
- ③中小企業等経営強化法」に基づく経営力向上計画の認定

「平成28年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業 公募要領」に準じますのでご確認ください。

https://www.it-hojo.jp/doc/pdf/application_guidelines.pdf

ご参考

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

<https://www.it-hojo.jp/>

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

TEL：0570-013-330（9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く)）

【お問合せ先】JFEシステムズ株式会社

食品システム事業部 営業部 TEL：03-5637-2180

〒130-0012 東京都墨田区太平4-3-8